

関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援等業務委託仕様書

1 業務名

関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定支援等業務委託

2 業務目的

令和 2 年 2 月に国の「2050 年カーボンニュートラル」宣言などを踏まえて、関市では令和 4 年 2 月に 2050 年度までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ宣言」をし、令和 5 年 3 月に 2050 年までの脱炭素社会の実現を見据えて、地域における再生可能エネルギーポテンシャルや将来のエネルギー消費量などを踏まえて再生可能エネルギーの導入目標を定める「関市再生可能エネルギー導入構想」を策定したところである。

そこで、本業務では、関市における温室効果ガスの排出状況を把握するとともに、温室効果ガス排出量現況推計と削減目標の設定、目標達成のための対策、施策の立案に向けた検討を行い、温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的かつ計画的に推進するため、関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、「実行計画」という。）を策定することで、関市、事業者、住民等の各主体が連携して地球温暖化対策に取り組んで行くことを目的とするものである。

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 16 日（月）まで

※令和 6 年度から令和 7 年度までの債務負担行為を設定

4 業務内容

(1) 計画準備

業務着手後、速やかに業務実施に際し必要な計画及び準備等を行い、業務計画書を作成し、本市の承認を得るものとする。

(2) 基本的事項の整理・検討

実行計画策定の背景や目的、対象範囲、計画の期間、基準年度の設定、上位計画や関連計画との位置付けについて整理及び検討する。その際、以下について整理し、整合を図ること。

ア 国等の政策動向の整理

近年の SDGs 等の世界的潮流を踏まえて、地域が抱える複数の課題を同時解決に導く地域循環共生圏の形成につながる再生可能エネルギーの利用促進や、2050 年ゼロカーボンに向けた施策方針などについて、国や県の動向の整理を行う。

イ 上位・関連計画の整理

本市の上位・関連計画より、温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入に関連する施策の整理・分類を行う。

- (3) 自然的・経済的・社会的条件の整理にかかる基礎資料の収集・整理
- 本市の自然的・経済的・社会的条件を把握するための基礎資料の収集・整理を行う。収集・整理する項目は次の内容を基本とし、必要に応じて項目を追加するものとする。
- ア 自然条件
地勢概要、気象、植生等
 - イ 経済的条件
事業所・就業者数の状況、各産業の動向等
 - ウ 社会的条件
人口、土地利用、地域交通（公共交通を含む）、文化財・景観等
- (4) 地域の温室効果ガス排出量の把握及び将来推計
- ア 地域の温室効果ガス排出量の把握
地域の温室効果ガス排出量の現状について調査し、本市の地理的な行政区域内の排出量の内、把握可能な部門・分野における排出量を推計する。推計手法については、受託者の提案に基づき本市担当課と検討の上決定することとするが、本市の地域特性に合わせた推計手法を提案すること。
 - イ 温室効果ガス排出量の将来推計
地域の特性や温室効果ガスの排出状況を踏まえ、2030年、2040年、2050年における温室効果ガスの排出量の推移を推計する。その際は、原則複数パターンで推計するものとする。
なお、必ず、「地方公共団体実行計画（区域施策編） 策定・実施マニュアル（算定手法編）」における「現状趨勢（BAU）ケース」を含む2つ以上のパターンを提案すること。
- (5) 再生可能エネルギーポテンシャルの推計
- 再生可能エネルギー全般にわたる導入ポテンシャルの把握にあたり、賦存量と利用可能量に関する調査を行う。賦存量と利用可能量は、再生可能エネルギーの種類ごとに整理する。
- なお、令和5年3月策定の関市地域再生可能エネルギー導入構想を参考とすること。
- (6) アンケート調査及びヒアリング調査の実施及び分析
- 上記（4）から（5）の調査の一環として、住民、事業者を対象に、アンケート調査及びヒアリング調査を実施する。調査手法（目的、項目、件数、調査方法）については、受託者の提案に基づき本市担当課と検討の上決定することとするが、本市の施策に対するニーズ等を把握するために効率的かつ効果的な調査手法を提案すること。
- 調査後、集計・分析を行い、調査結果を本業務の基礎資料とするとともに計画に反映するものとする。
- なお、アンケート調査における、市と受託者の分担については、下記を基に、受託者と自治体で協議の上、分担を決定する。

アンケート調査の役割分担表（案）

対象	項目	市	受託者
住民 事業者	調査票（アンケートフォーム等）の作成		○
	住民の抽出／事業者の選定	○	
	調査票の印刷・封入・発送・回収（返送先）	○	
	調査票の分析・計画への反映		○

(7) 地域特性・課題の分析

上記（2）から（6）の結果をもとに、地域特性・課題の分析を行う。

(8) 2050年度カーボンニュートラルの達成に向けた将来像の検討

上記（2）から（7）の結果を踏まえ、2050年度カーボンニュートラルの達成に向けて、中間目標年度として2030年度の削減目標を設定する。

また、2050年のカーボンニュートラルという目標を達成した状態として、本市の将来像を描く。将来像は、カーボンニュートラルだけでなく地域課題の同時解決を図るよう、社会経済や脱炭素対策に関連する項目を定性的に描く。

(9) 目標達成に向けた施策の検討

再生可能エネルギーの導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の実現と、地域課題の解決の同時達成を実現するため、目標達成に向けた施策の検討を行う。

(10) 計画の推進方法について

本市が地球温暖化対策を推進するための効果的な施策の進捗管理方法、推進体制及び公表方法について設定する。進捗管理手法及び公表方法については、受託者の提案に基づき本市担当課と検討の上決定することとするが、効果的で具体的かつ実施可能な手法を提案すること。

・公表方法について、具体的かつ実施可能な手法が提案されているか。

(11) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）計画書原案の作成

前項までの結果をとりまとめ、計画書原案及び計画書原案の概要版を作成するとともに、区域施策編原案のパブリックコメントを行うにあたり、公表する資料の作成等を行うこと。また、パブリックコメントに寄せられた意見への回答案作成支援及び実行計画への内容反映を行うこと。

なお、計画書及び概要版には、写真・イラスト・図表を適切に配置し、読みやすくデザイン性に優れたものとする。また、本計画に合致する副題、コラムを挿入すること。

(12) 業務報告書のとりまとめ

本業務の検討結果を業務報告書としてとりまとめる。

(13) 会議等開催支援

本市では、本業務実施に当たり、本計画の策定に向けた意見交換と、計画策定以降の円滑な事業推進を目的とし、地域内のステークホルダーを含む体制として「ゼロカーボン推進地域協議会（仮）」を2回程度開催する予定である。

受託者は全会出席するとともに、計画策定に係る資料の作成、助言、議事録のとりまとめを行うこと。

(14) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時・中間2回・協議会開催前2回・納品時の計6回を基本とするが、必要に応じて適宜実施する。なお、打合せ協議の内容は、受託者が取りまとめを行うこと。

5 委託金額（上限額）

金 4, 983, 000円（消費税及び地方消費税を含む。税率は10%。）

- (1) 令和6年度から令和7年度までの債務負担行為に係る契約において、各会計年度における委託金額の支払いの限度額は、次のとおりとする。

令和6年度 0円

令和7年度 4, 983, 000円

- (2) 委託金額には、「4 業務内容」に定める内容を履行するために必要となる一切の経費（各種手続き、打合せに要する交通費等）を含むものとする。
- (3) 委託金額の支払いは、令和7年度に受託者から提出された業務完了届を本市にて受理後、受託者の請求に基づき行うものとする。

6 業務実施体制

- (1) 本仕様書及び提案書等に記載された事項に基づいて本業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たっては関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たっては本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の全部又は本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (5) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託する場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。

また、当該委託の相手先を関市内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

7 手続書類及び成果品の提出

- (1) 業務着手にあたり、以下の書類を提出し本市の承認を得るものとする。
- ア 業務計画書（業務概要、業務体制、組織図等を含む。）
 - イ 業務工程表
- (2) 業務が完了したときは、業務完了届及び成果品を提出するものとする。なお、本業務の成果品は、以下のとおりとする。
- ア 業務報告書
 - イ 関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版
 - ウ 関市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）本編
 - エ 上記ア、イの電子データ（CD-R）等
 - オ その他、関連資料

- (3) その他、必要に応じて本市より手続書類の提出を求めることがある。

8 留意事項

- (1) 本業務は、令和4年度に策定した「関市再生可能エネルギー導入構想」を活用すること。また、本業務の着手にあたって、本市より当該業務の成果品を貸与するものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に際し、本市の指示があった場合には、その意図や目的を十分に理解した上で、速やかに対応すること。
- (3) 業務実施にあたっては、都度、本市と連絡、打合せを行い進捗状況の共有や業務実施の方向性の確認などを実施すること。
また、主要な打合せには業務管理者が出席することとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し、本市へ提出すること。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用し、第三者に開示し又は漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様である。
- (5) 本業務の成果物及び関連資料等に関する著作権、知的財産権等の権利は本市に帰属するものとする。
- (6) 本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか関係する法令条例等を遵守しなければならない。
- (7) 本業務において、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じる一切の責任は受注者が負うものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、本市と協議のうえ決定することとする。